

令和8年度 介護職員等処遇改善加算 計画書提出スケジュール

- ・対象：介護サービス事業所・施設向け
- ・提出期限の特例とシナリオ別ガイド



令和9年を待たずに、 処遇改善が前倒しで拡充されます

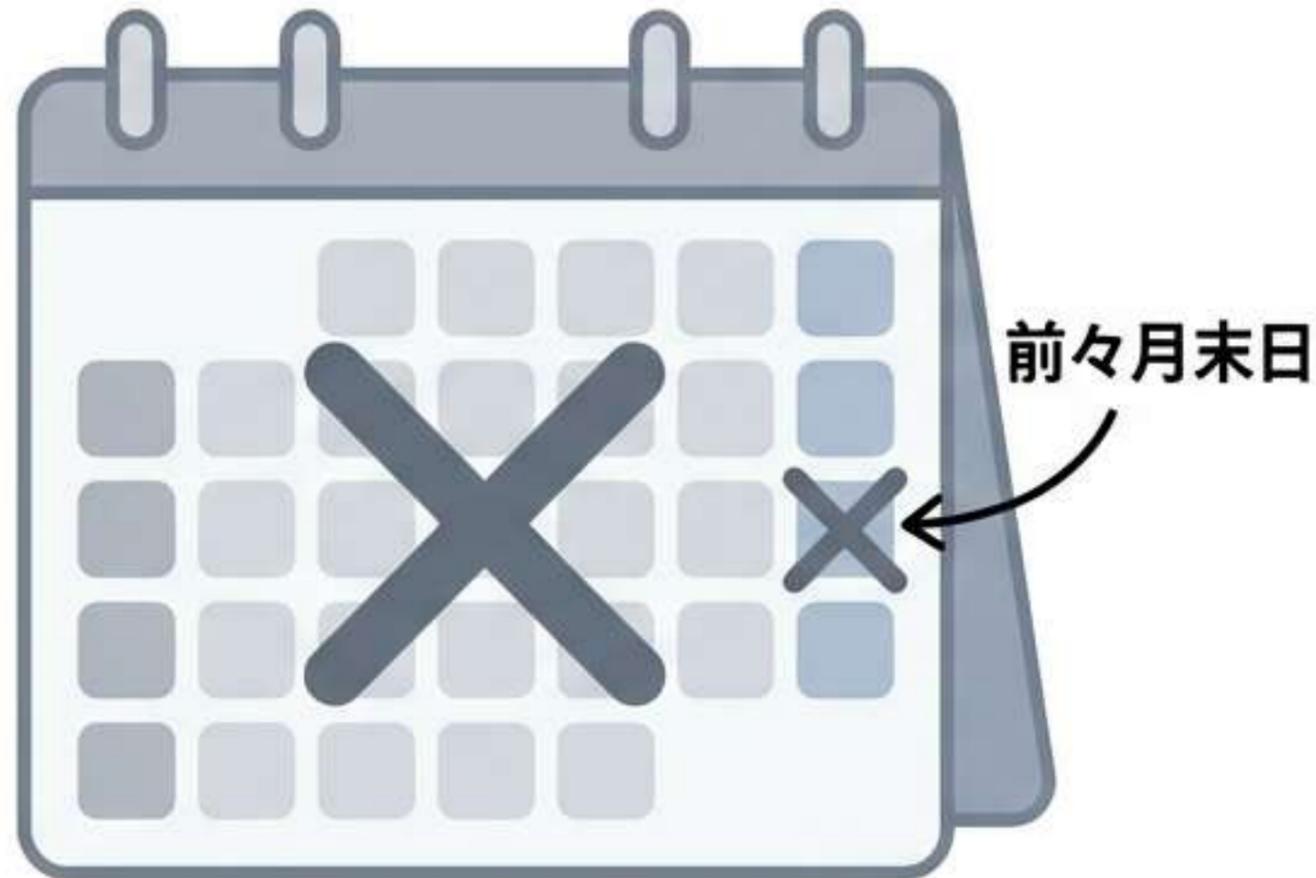


- 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づく対応
- 他職種と遜色のない処遇改善へ向けて、期中改定を実施

今年度は「前々月末」の通常ルールとは異なる特例スケジュールです

通常ルール

処遇改善加算を算定する月の
前々月末日が提出期限



令和8年度の特例

提出期限が後ろ倒しになります



4月・5月分から加算を申請する事業所の 提出期限は「4月15日」です

パスA

- 提出期限：令和8年4月15日
- 提出内容：令和8年4月・5月分 + 6月以降分
- **【重要】** 同一事業所で6月に加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）がある場合は、あわせて提出してください。

4月
4月15日



4月・5月分は申請せず、6月以降分から取得する 提出期限は「6月15日」です

パスB

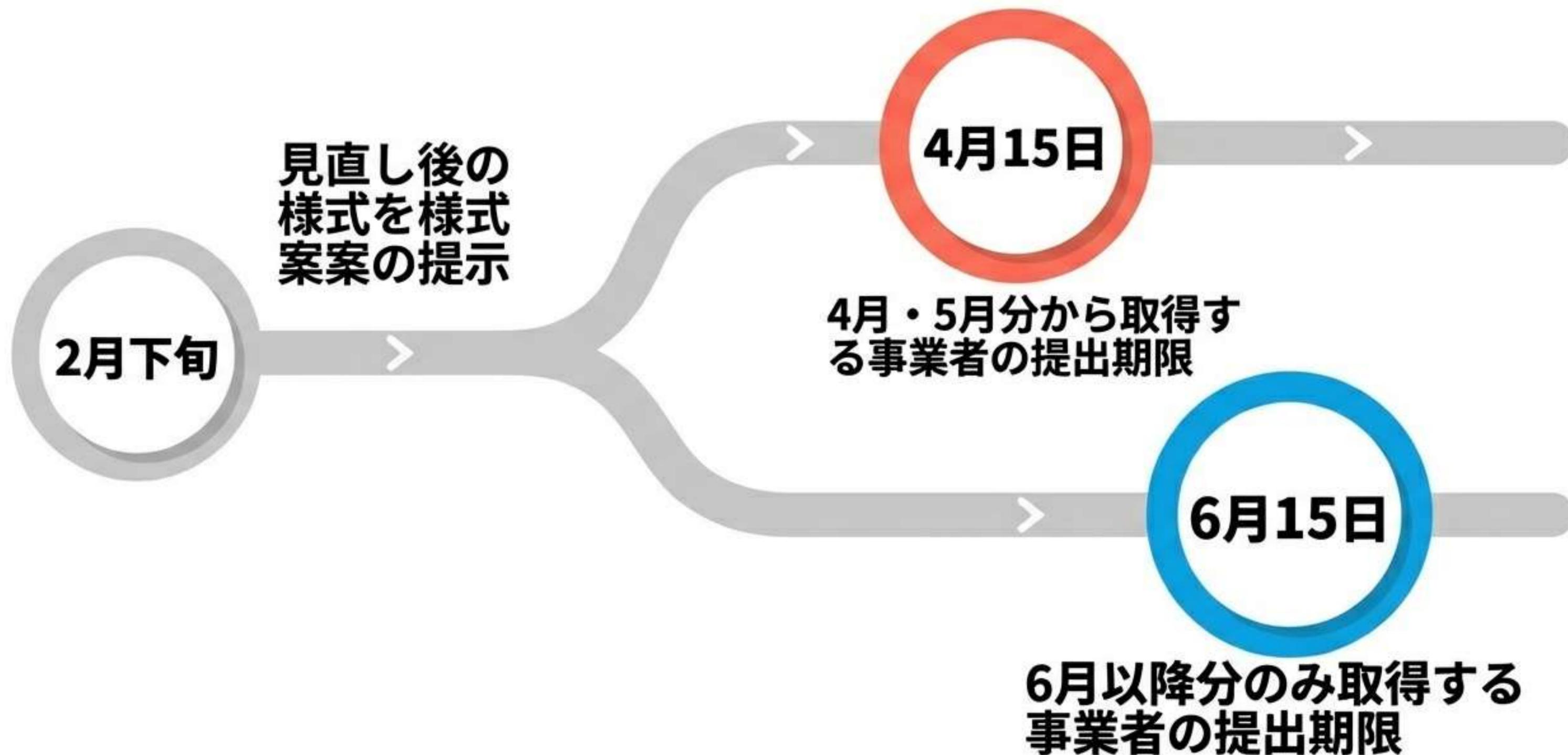
- ・対象：加算新設事業所のみが所属する事業者など
- ・提出期限：令和8年6月15日
- ・提出内容：令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書

6月
6月15日

6月

6月15日

令和8年度 処遇改善計画書の提出スケジュール全体像



新しい計画書の様式案は「2月下旬」に 公開される予定です

- 令和8年度の様式等は現在見直しが行われています。
- 各自治体からの周知や、新しいフォーマットの発表をお待ちください。

